令和８年度

建８第１０７号

県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事

設　　計　　図

図　面　リ　ス　ト

NO.	図　面　名		
E-1	特記仕様書	E-7	取替箇所リスト（南桜川団地）
E-2	案内図・配置図（幸畑団地（第一・第二））	E-8	平面図（南桜川団地　1～11号棟　3DK、3LDK）
E-3	取替箇所リスト（幸畑団地（第一・第二））	E-9	案内図・配置図（桜川団地）
E-4	平面図（幸畑第一団地　1～29号棟　2LDK、3LDK）	E-10	取替箇所リスト（桜川団地）
E-5	平面図（幸畑第二団地　A～C棟　3LDK）	E-11	平面図（桜川団地）B～D棟　平面図
E-6	案内図・配置図（南桜川団地）	E-12	機器仕様（共通）

設計　青森県東青県土整備事務所　建築指導課
発注　青森県東青県土整備事務所　建築指導課

青森県東青県土整備事務所 建築指導課 電気設備工事特記仕様書

Ⅰ.工事概要

1. 工事名称　県営住宅(幸畑団地外)住宅火災警報器更新工事
2. 工事場所　青森市幸畑五丁目外 地内
3. 施行概要

建物名称	用途	消防法施行令別表第1の区分	構造	階数	延べ面積(㎡)	備考
県営住宅 幸畑団地	共同住宅	(5)ロ	別図参照	別図参照	別図参照	1～29号棟、A～G棟
県営住宅 南仮川団地	共同住宅	(5)ロ	別図参照	別図参照	別図参照	1～11号棟
県営住宅 桜川団地	共同住宅	(5)ロ	別図参照	別図参照	別図参照	1～11号棟

4. 工事種目(・印のけいたものを適用する)

建物別及び棟名 / 工事種目	工事種別(新設・改修区分) 1～29号棟、A～G棟	1～11号棟	8～D棟			撤去	除外	備考
・電灯設備								
・動力設備								
・電熱設備								
・雷保護設備								
・受変電設備								
・電力貯蔵設備								
・発電設備								
・構内情報通信網設備								
・構内交換設備								
・情報表示設備								
・映像・音響設備								
・拡声設備								
・誘導支援設備								
・テレビ共聴受信設備								
・監視カメラ設備								
・駐車場管制設備								
・防犯・入退室管理設備								
・(●)自動火災報知設備	改修	改修						
・中央監視制御設備								
・構内配電線路								
・構内通信線路								
・昇降機設備								

5. 主たる省エネ手法　(　　)
6. 指定部分及び施工条件　※ (無し)・有り　(　　)

工期：平成 年 月 日

Ⅱ.工事仕様

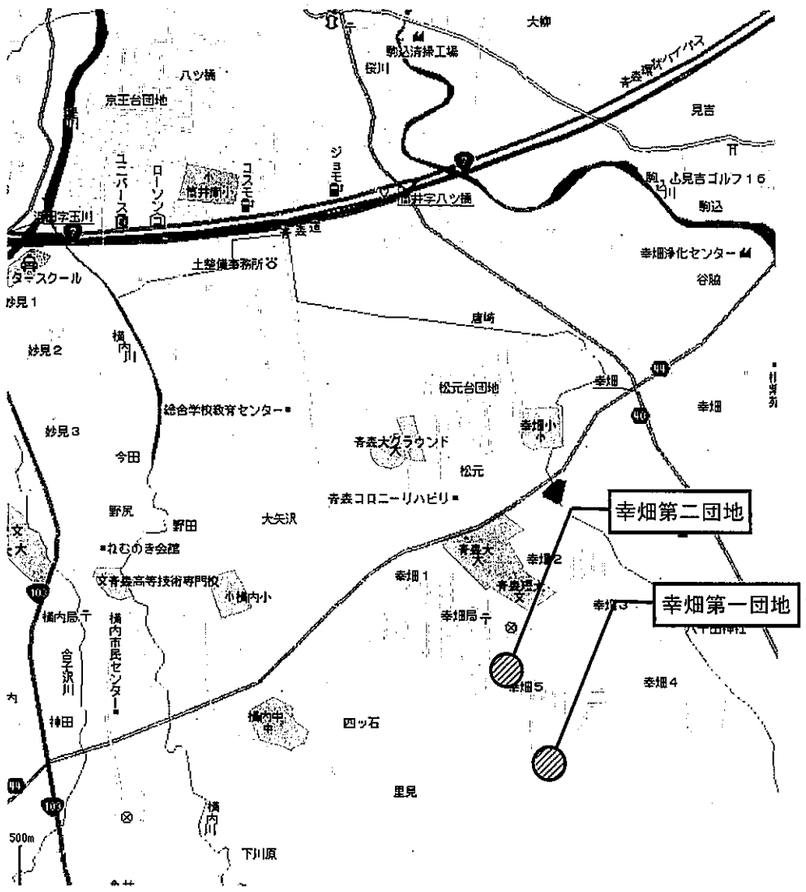
1. 共通事項
質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編・令和7年版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編・令和7年版)」(以下「標準図」という。)による。
2. 特記事項
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する(・)　印のない場合は※印を適用の(○)　印のある場合は共に適用する。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	(○)適用の形式等	※ 別途に定める書式 ・ 監督職員の指示による。
	(○)適用基準等	※ 工事写真の撮り方 建築設備編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　(令和5年版) ※ 青森県営繕事務に係る電子納品運用ガイドライン　青森県県土整備部建築住宅課　(令和4年4月)
		※ 青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守すること。 ※ 防災性の向上については「防災に配慮した設計ガイドライン」を遵守すること。
	3. 養成工期	工事開始より　　日以内
	4. 電気工事士	最大電力500KW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	5. 電気際安技術者	適用する。 工事現場において電気際安技術者は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編第1章第1節1.3.2による。
	(○)検付等	1) (社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた機材等を使用する。 2) 評価書に記載のない項目については、監督職員と協議の上、検査後の撤・機能・納入実績・サービス体制等を証明するに十分な資料を添付し監督職員の承諾を受ける。 3) 本船に表示、実証、資格を有するメーカー製品及び可能な限り県産材を使用すること。 4) 本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの、又は、これらと同等のものとする。 5) 「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及びレッドBooおおり新商品事業」により認定された新製品の使用について 認定リサイクル製品を使用する場合は、監督職員の指示する様式に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 下工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後、監督職員の指示する様式に必要事項を記入のうえ提出すること。
	(○)機器の品質・性能証明	使用する機材が前項(5)による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第1節1-4-5)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。但し、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。
	(○)技術検査	工事施工途中における技術検査(中間検査)の検査時期は次により、監督職員と協議すること。 ・機材が天井仕上げ等で隠ぺいされる前(原則1回) ・主要な機器が未完等により下可視となる前 ・その他発注者が必要と認めた工程(別途指示による)
	9. 本発電設の基本料金	工事写真等を電子データにより検査する際に必要となる機器の画線及び操作は受注者が行う。 ・ (○)計上する　想定する契約電力　　KW、想定する期間　　カ月間　・ 計上しない
	10. 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水、及び官公庁への諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
	11. 工事用仮設物	構内に作ることが　※ できる ・ できない
	12. 監督職員事務所	※ 設ける ・ 設けない 監督職員事務所には次の備品等を置く。机・いす・書棚・収納キャビネット・低速机・掲示板付・ゴミ箱・消火器
	13. 足場・その他	※ 別契約の関係受注者の定置する足場、仮設の類は、無償で使用できるものとする。 ・本工事で設置する。
	14. 発生材の処理等	足場を設ける場合、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版 2.2.4(b)による他、設置においては、「手すり先行工法による足場の設置等に関する基準」における(2)手すり先行専用足場方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 1) ・ 引き渡しを要するもの　※ なし ・ あり(下記による) 2) 再生資源の利用を図るもの 3) 再資源化を図るもの(下記以外の廃棄物についても、可能な限り再資源化に努めること) ※ 特定建設資材廃棄物 (○)全部なく 4) 特別管理産業廃棄物　※ なし ・ あり(下記による) ・廃棄PCB機器　分析調査(・要 ・ 不要)　処理方法(　　) ・PCB機器　分析調査(・要 ・ 不要)　処理方法(　　) 5) 1)～4)以外の発生材の処理地 地質廃棄事 6) 建設発生土の処理 ※ 構内指示の場所に敷きならし ・構内指示の場所に埋積 ・構外搬出適正処理(※ 本工事に 約　km搬出経費等を提出する) ・別途工事)
	15. 工事の下請負	受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工について総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者が青森県の指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 受注者は、工事を下請負に付する場合には、可能な限り地元建設業者を使用すること。
	16. 報告者	1) 施工体制台帳及び施工作業図 本工事を施工するために下請負契約を締結したものは、下請負業者と契約締結後全ての下請契約書の写しを速やかに監督職員に1部提出する。また、施工体制台帳及び施工作業図は工事現場に備えるものとし、現場差示し併せて作りものとする。 2) 主要機器資材メーカー報告書 本工事において使用する主要機器資材メーカーリスト1通を監督職員に提出する。 3) 再資源利用促進計画書・再資源利用計画書及びそれぞれの実施書 工事完了後、「建設リサイクルデータ統合システム」(CREDAS入力システム)により、入力したデータを提出する。なお、データの提出が困難な場合は、監督員の承諾を得た上で、紙による提出とする。

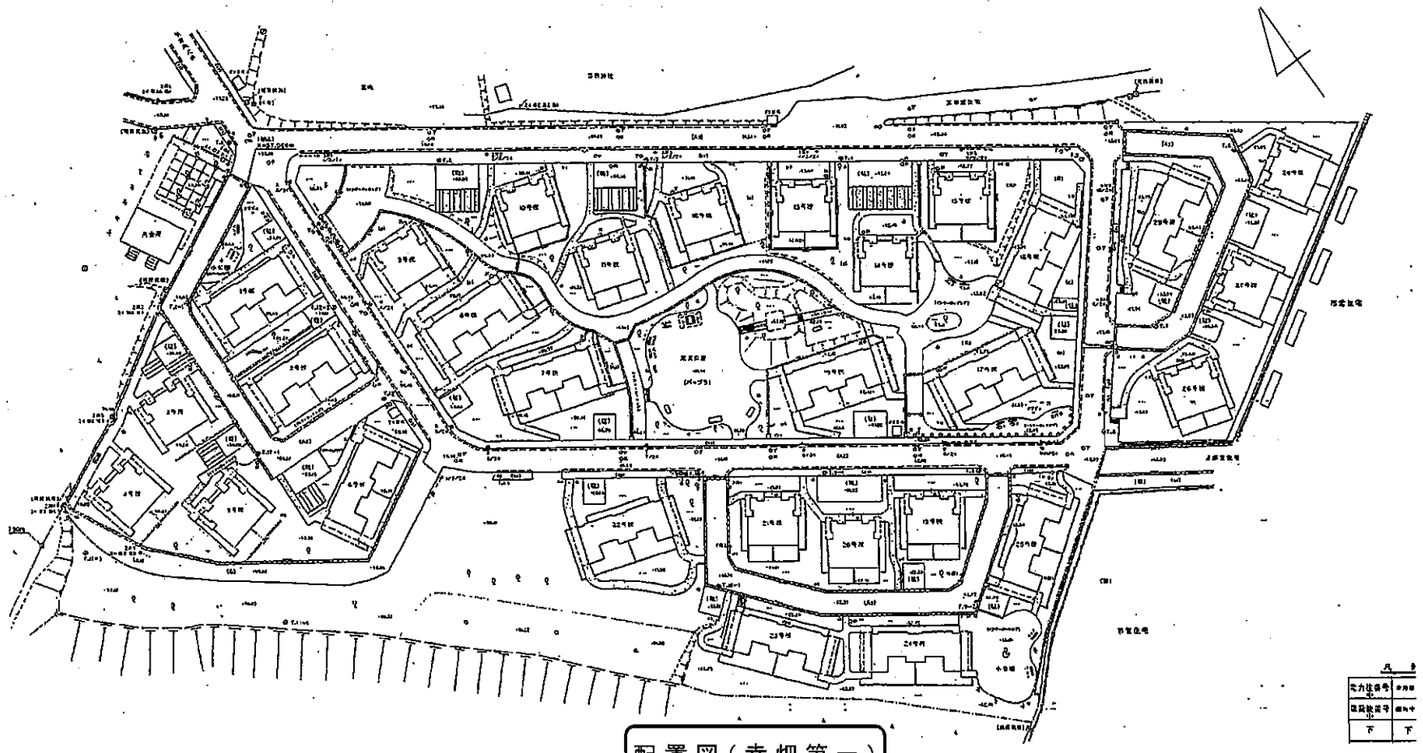
章	項目	特記事項
① 一般共通事項		4) 施工計画書 施工計画書には、使用機械器具・各工種の材料・工法・日程等の内容を記載して提出し、監督職員の承諾を受ける。 5) 社会試験組計画書及び報告書
	(○)工事の一時中止	1) 工事の一時中止に係る計画の作成 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の作制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の離脱に関すること、中止に伴う工事現場の作制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	18. 完成時の提出図書等	完成時の提出書類等は下表による。 提出図書等 / 部数 / 備考 ※ 完成写真(改修においては、着工前を左・完了後を右に入れる) / ※1部 ・ 部 / 2部は、電子納品CD-Rで提出 ※ 工事写真(青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン)による電子納品とする) / 2部 / 電子納品CD-Rを提出 ※ 二つ折り製本 / ※1部 ・ 部 ※ A4版二つ折り製本 / ※1部 ・ 部 ・ 黒表紙金文字入(折りたたみA4・学校改修工事は下図) / ※1部 ・ 部 ※ 原図 / ※1部 ・ 部 ※ CADによるSXF(P21)形式、オリジナル形式、及びPDF形式(全ての図面及び特記仕様書を1つのPDFファイルにまとめDRAWINGFファイルフォルダに格納) / 2部 / 電子納品CD-Rを提出 ※ 保全に関する資料(部位(1.7.3)に示す内容) / ※1部 ・ 1部 ※ 機器完成図 / ※1部 ・ 1部 ※ 機器設定値等一覧表(温度、圧力、風量、作動範囲等の設定値及びその設定書等) / ※1部 ・ 1部 ※ 機器付属品・保守工具等一覧表 / ※1部 ・ 1部 ※ 施工者連絡先一覧表 / ※1部 ・ 1部 ※ その他監督職員が指示する書類 / 監督職員の指示による 貸与するCADデータは当該工事における施工図及び完成図の作成のため以外に使用しないこととし、貸与する場合の完成図の提出にあっては、CADデータにより入力作成したものとする。 提出図書等は、イージーセットネットA4判(ESC-101N W365×H290×D450 開等品)に納めて消入すること。
	(○)試験	標準仕様書に定める試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。
	20. 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は全て「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修)による。 1) 耐震震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度(Ks) 設置場所 / 耐震クラス / 特定の施設 重要機器 / 特定の施設 一般機器 / 一般の施設 重要機器 / 一般の施設 一般機器 上層階・屋上及び塔屋 / 2.0 (2.0) / 1.5 (2.0) / 1.5 (2.0) / 1.0 (1.5) 中間階 / 1.5 (1.5) / 1.0 (1.5) / 1.0 (1.5) / 0.6 (1.0) 1階及び地下階 / 1.0 (1.0) / 0.6 (1.0) / 0.6 (1.0) / 0.4 (0.6) 注1) ()内の数値は特殊支持の機器の場合に適用する。 注2) 設置場所の区分は機器を支持している床面までにたがって適用する。従又は壁に支持される機器は当該階を適用し、天井面より支持し上階床より支持される機器は支持躯体取付面の階当該階の上階を適用する。 2) 本施設は(※ 一般の施設 ・ 特定の施設)とする。 3) 地域係数は1.0とする。 4) 重量が100kg以下の比較的軽量な機器(標準仕様書の適用を受けるものは除く)の取付けについては、取付け下地を入念に施工し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付けを行うものとするが、監督職員の承諾を受ける。 5) 配管・配管及びダクトの支持　※ 標準仕様書及び標準図による ・ 6) 重要機器耐
	21. 保温、結露防止	外部に面する壁、天井では埋工事でEP塗(スライドホーム等)打ち仕舞に取付ける位置ボックスなどは保温、結露防止処理を行う。
	22. 金属類製等ぢと管	金属類製等ぢと管は、PF管(一重管)とし、温度による分類は、タイプ-2Sとする。
	(○)電線本数、管路など	分電盤、制御盤、端子盤などの次側以降の配線種類、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承諾を受けて、変更してもさしつかえない。
	24. インサート	鋼製とする。なお、床板で埋設打込み時、熱硬材用インサート(亜鉛めっき製品)を使用する。
	25. 呼び線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上の鋼ｴ線を挿入する。
	26. フランジプレート	※ 金属製(ステンレス、所金属も含む) ・ 樹脂製
	27. プロアプレート	水平調整付プレート(空結防止リング付)とする。
	28. OA/FA用配線器具の選	※ アルミ製 ・ 樹脂製
	29. 再使用機材・再生	・ 指定機材(　　) ・特別満縁(　　)
	30. 接地極の種別及び位置表示	接地極の種別は下記を標準とし、EBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10以1,000mm,W=30以1,200mmとする。依仕機器用横地極の埋設杭は下表とする。 接地極の種別 / 記号 / 接地抵抗値 / 接地極の規格、数値 ・ 雷保護用接地 / ELA / Ω以下 / EP又は ・ 雷保護用接地 / ELA / Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)× 適= 箇 ・ 共同接地 / EA ED ELH / 10Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適=2箇 ・ 共同接地 / EA EC ED / 10Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適=2箇 ・ A種接地 / EA / 10Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適=2箇 ・ B種接地 / EB / Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×2 ・ C種接地 / EC / 10Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適=2箇 ・ D種接地 / ED / 100Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×1 ・ 情代交換機 (借組用) / Ei / Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適= 箇 ・ 主配弁盤の保安装置 / EAi / 10Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適=2箇 ・ 電話引込ロの保安器 / EDi / 100Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×1 ・ 配声増幅器 / EDa / 100Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×1 ・ 防災装置用 / ES / Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適= 箇 ・ 測定用 / E0 / —— / EB (D=10又は(W+20)×1 ・ 避雷器用 (低圧用) / ELL / 10Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適=2箇 ・ 避雷器用 (高圧用) / ELH / 10Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×3適=2箇 ・ 避雷器用 (モデム用) / ENID / 100Ω以下 / EB (D=14又は(W+40)×1
	(○)機器に配慮した電線	使用する電線・ケーブルは、EM(エコマテリアル)電線・ケーブルとし、LAN用ツイストペアケーブルは、下記による。 記号 / 仕様 EM-UTPケーブル / JCS 5503 耐燃性ポリオレフィンシース LAN用ツイストペアケーブル (EM-UTP5E) / 耐燃性ポリオレフィンシース カテゴリ5eUTPケーブル(ECO-UTP-CAT5E/F) (EM-UTP6) / 耐燃性ポリオレフィンシース カテゴリ6UTPケーブル(ECO-UTP-CAT6/F) (EM-UTP6A) / 耐燃性ポリオレフィンシース カテゴリ6AUTPケーブル(ECO-UTP-CAT6A/F) (EM-F/UTP6A) / 耐燃性ポリオレフィンシース カテゴリ6AF/UTPケーブル(ECO-F/UTP-CAT6A/F)
	32. 塗装工事	下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ・ 屋外 ・ 等重 (　　) ・ EPS等 (　　)
	33. はつり	既存コンクリート部の床・壁の配管貫通部等の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	34. 分電盤・制御盤等のキャビネットの仕上げ	下記部位に取付けるものは、指定色仕上げとする。 ・ 屋外 ・ 等重 (　　)
	35. 屋外部の支持金具等	1) 屋外に設置する機器付属金物・ボルトナット類及び外壁等への取付用配管支持金具は、防錆並びめっき製または ステンレス製とする。 2) 振動を伴う機器用支持金物のナットは、ダブルナットとする。
	36. アスベストの処分等	1) 撤去、処分に当たっては、建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)(以下「解仕」という。)16章「アスベスト含有建材の除去及び処理」及び「石綿障害予防規則(平成17年3月24日 厚生労働省令第21号)」、その他関係法規に準拠し、適切に施工すること。 2) アスベストを含有する建築設備　※ なし ・ あり(下記による) 3) 専門工事業者　アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。 4) 石綿作業主任者　石綿作業主任者技能講習又は特18.3以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者のうちから選任すること。 5) 除去作業者　アスベスト除去作業を行う労働者は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者であること。 6) アスベスト含有分析調査　・ 行う ・ 行わない ・別途協議(図面にない建材が判明した場合)

章	項目	特記事項
① 一般共通事項		7) 測定は経理に応じ、下表の通りとする。 アスベスト含有除去建材等 / 測定名 / 測定時期 / 測定場所 / 測定点 / 備考 ・ / 測定1 / 処理作業前 / 処理作業室内 / ・各2点 ・各3点 ・各__点 / (注) ・ / 測定2 / 処理作業前 / 調査対象室外最付近 / 計 2 点 / 大気 ・ / 測定3 / 処理作業中 / 処理作業室内 / ・各2点 ・各3点 ・各__点 / (注) ・ / 測定4 / 処理作業中 / 負圧・除じん装置の排出吹出口 / 出口吹出し風速1m/sec以下の位置各2点 / — ・ / 測定5 / 処理作業中 / 処理作業室外 / 4方向各1点(敷地境界) / — ・ / 測定6 / 処理作業後(シート養生中) / 処理作業室内 / 各 2 点 / — ・ / 測定7 / 処理作業後シート撤去後1週間以降 / 処理作業室内 / ・各2点 ・各3点 ・各__点 / (注) ・ / 測定8 / 処理作業後 / 調査対象室外最付近 / 計 2 点 / 大気 測定室 / ・ (注) 各施工箇所ごとの面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とし、300㎡を超えるものは100㎡ごとに1点を追加する。 8) アスベスト含有除去建材等の処理等 材料名 / 厚さ(mm) / 処理を行う範囲 ※ 図中 ・ ※ 図中 ・
	(○)その他	施工に当たっては、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型建設機械を使用する等、周辺の環境に配慮すること。
② 建設副産物の適正処理	(○)地制	建設副産物の処理にあたっては「建設副産物適正処理推進要綱」及び平成18年度版建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説(国土交通省)によること。また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理を行うとともに、再資源化により得られた建設資材の情報を伝承用に努められるとする。
	2. 契約前の事前説明	(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)建設リサイクル法第10条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、注札者は契約前に監督職員に対して行なわれるとする。注札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
	3. 建築廃棄物処理	本工事において生じる建築廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する建築廃棄物がある場合については、青森県廃棄物処理条例に規定されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する建築廃棄物がある場合は、建築廃棄物処理計画書を見出んでいるものである。
	4. 特定建設資材廃棄物の処理	とりわけこれより発生する特定建設資材廃棄物は、以下の再資源化施設での受入れとして措置を行っている。 名称 / 施設の名称 / 施設の所在地 / 備考 コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材
	(○)建築廃棄物収集運搬業に係る非及び備え付け	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の規定により、運搬業を用いて廃棄物を運搬する場合を含め、関係施行時期に定められた事項を事務の調査面に見やすいように表示するとともに、関係期間に定められた書面を当該事務に備え付けること。
	(○)建築廃棄物の適正な処理の確認	廃棄物の処理に関してはマニフェスト(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条第3項に規定する「産業廃棄物管理票」)(目当)の入票と伝票の写しを監督職員に提出すること。(完成時に伝票が提出できない場合は5D票とし、控えも伝票を提出すること。)
	(○)再資源化の完了の報告	(建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)法第18条第1項の規定による報告書の様式については監督職員の指示による。 受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告書を監督職員に対して行なものとする。
⑩ 自動火災報知設備	1. 自動火災報知装置	・受信機　型　種　回線 ・感知器　・差動形 ・単独　・複合盤(発火報　回線　音響断続　回線　ガス漏れ警報　回線) ・副受信機　回線 ・検知区域図 ・・専用形(・埋込形 ・露出形) ・屋内消火栓箱に組込み
	(○)非常警報装置	・埋込形 (○)露出形
	3. 自動消火設備	・連動制御盤　回線(遅延機構内　回線) ・感知器(・監視形 ・自立形) ・火災受信機などとの複合盤 ・自動消火栓 ・防火戸用(手工事、電磁式又はラッチ式、DC24V、0.6A以下) ・防煙ダンパ用(制御、検知連動式又は感動式、DC24V、0.6A以下、浮力保持機構(電動式)、DC24V、0.7A以下) ・防火シャッタ用(制御、DC24V、0.6A以下) ・自動開放機構 ・排煙ダンパ(制御、排煙機連動吊荷金物機材)
	4. ガス漏れ警報装置	・受信機　型　回線(・都市ガス用 ・液化石油ガス用) ・単独(・監視型 ・自立形) ・火災受信機などとの複合盤(一体型)

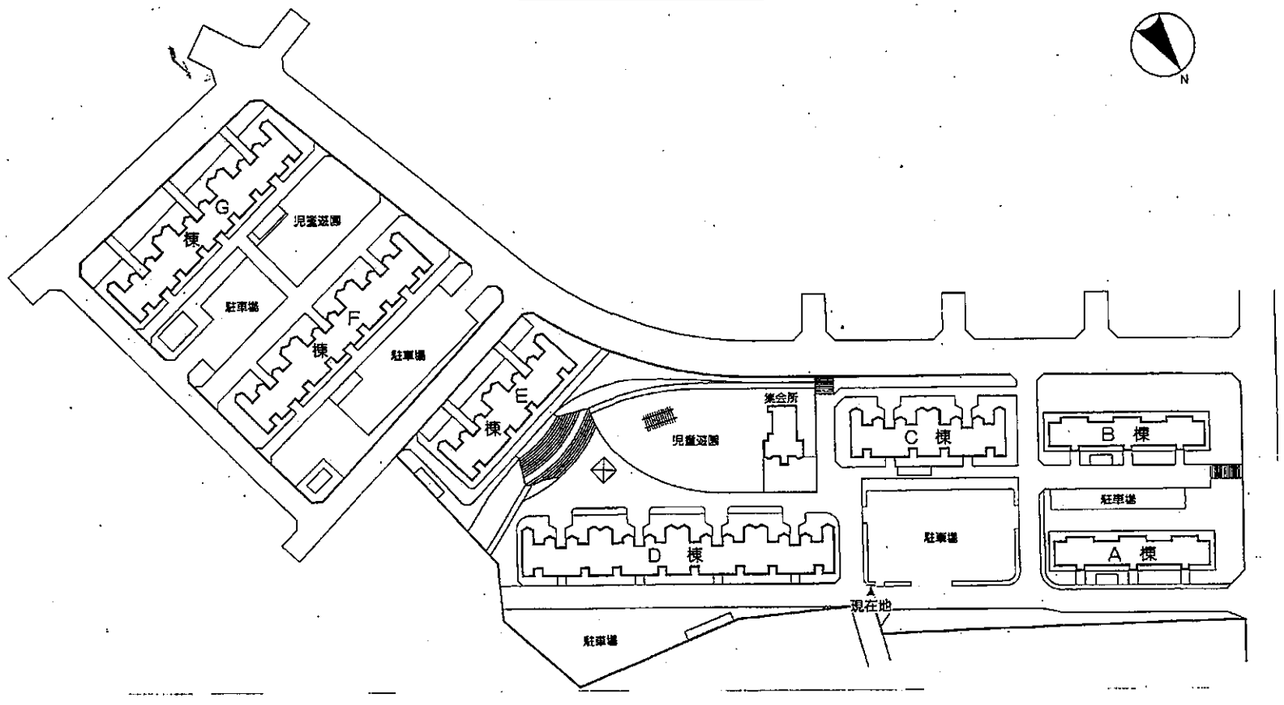
令和8年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話(017)728−0226　FAX(017)728−0335	担当	縮尺	工事名 県営住宅(幸畑団地外)住宅火災警報器更新工事 図面名 特記仕様書	図面番号 E−1



案　　内　　図



配置図（幸畑第一）



配置図（幸畑第二）

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（０１７）７２８－０２２６　　ＦＡＸ（０１７）７２８－０３３５	担当	縮尺 NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 取替箇所リスト（幸畑団地（第一・第二））	図面番号 E－2

【取替箇所リスト：幸畑団地】

（幸畑第一団地）

1号棟	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	2	2	2	4

2号棟	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	2	2	2	4

3号棟	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	2	2	4	8

4号棟	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	2	1	4	4

5号棟	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	2	1	4	4

6号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	2	4

7号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	2	2

8号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	2	2

9号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	4	8

10号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	4	8

11号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	4	8

12号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	4	4

13号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	4	4

14号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	0	4	0

15号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	4	8

16号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	2	4

17号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	0	2	0

18号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	2	2

19号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	0	4	0

20号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	4	8

21号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	4	8

22号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	2	2

23号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	2	2

24号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	2	2	4

25号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	2	2

26号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	4	4

27号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	4	4

28号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	0	4	0

29号棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	2	1	2	2

（1～29号棟）
小計① 117 個を取替（警報器）
（空き部屋分+3個）

（幸畑第二団地）

A棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	12	10	3	30

B棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	12	6	3	18

C棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	12	7	3	21

D棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	24	10	3	30

※ｽﾄﾛﾎﾞ対象住戸：D-1-2
（移報付火災警報器3台）

E棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	12	7	3	21

F棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	18	14	3	42

G棟	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	18	7	3	21
ｽﾄﾛﾎﾞ	－	－	3	3

※ｽﾄﾛﾎﾞ対象住戸：G-1-5
（移報付火災警報器3台）

（A～G棟）
小計② 186 個を取替（警報器）
6 個を取替（ｽﾄﾛﾎﾞ）
（空き部屋分+3個）

合計	303 個を取替とする。	（住宅用火災警報器）
合計	6 個を新設とする。	（光る警報ブザー）

警報器：住宅用火災警報器（取替）
ｽﾄﾛﾎﾞ：光る警報ブザー（新設）

【棟別建物概要：幸畑第一団地】

棟名	戸数	タイプ	階数	構造	建築面積	延床面積
1	2	2LDK	1	W造	178.54	144.32
2	2	2LDK	1	W造	178.54	144.32
3	2	3LDK	2	W造	137.80	169.36
4	2	3LDK	2	W造	137.80	169.36
5	2	3LDK	2	W造	137.80	169.36
6	2	2LDK	1	W造	178.54	144.32
7	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
8	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
9	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36
10	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36

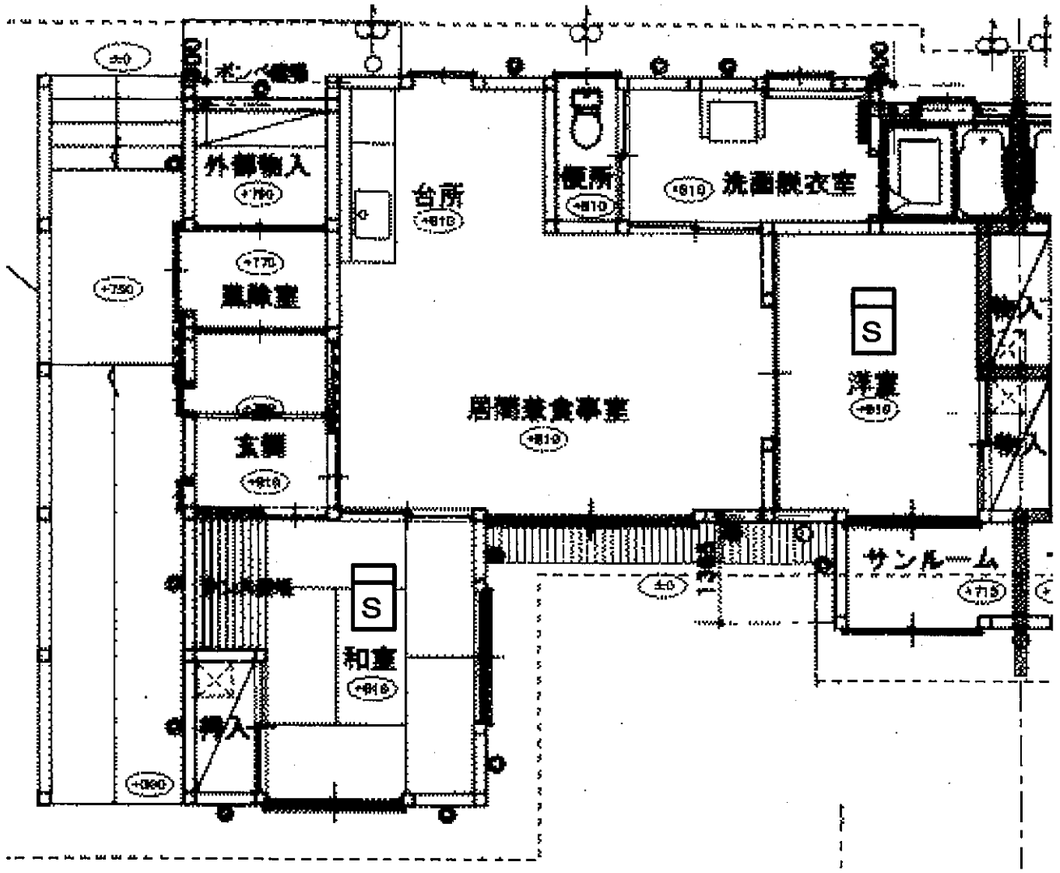
棟名	戸数	タイプ	階数	構造	建築面積	延床面積
11	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36
12	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36
13	2	3LDK	2	W造	137.80	169.36
14	2	3LDK	2	W造	137.80	169.36
15	2	3LDK	2	W造	137.80	169.36
16	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
17	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
18	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
19	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36
20	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36

棟名	戸数	タイプ	階数	構造	建築面積	延床面積
21	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36
22	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
23	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
24	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
25	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73
26	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36
27	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36
28	2	3LDK	2	W造	137.94	169.36
29	2	2LDK	1	W造	178.95	144.73

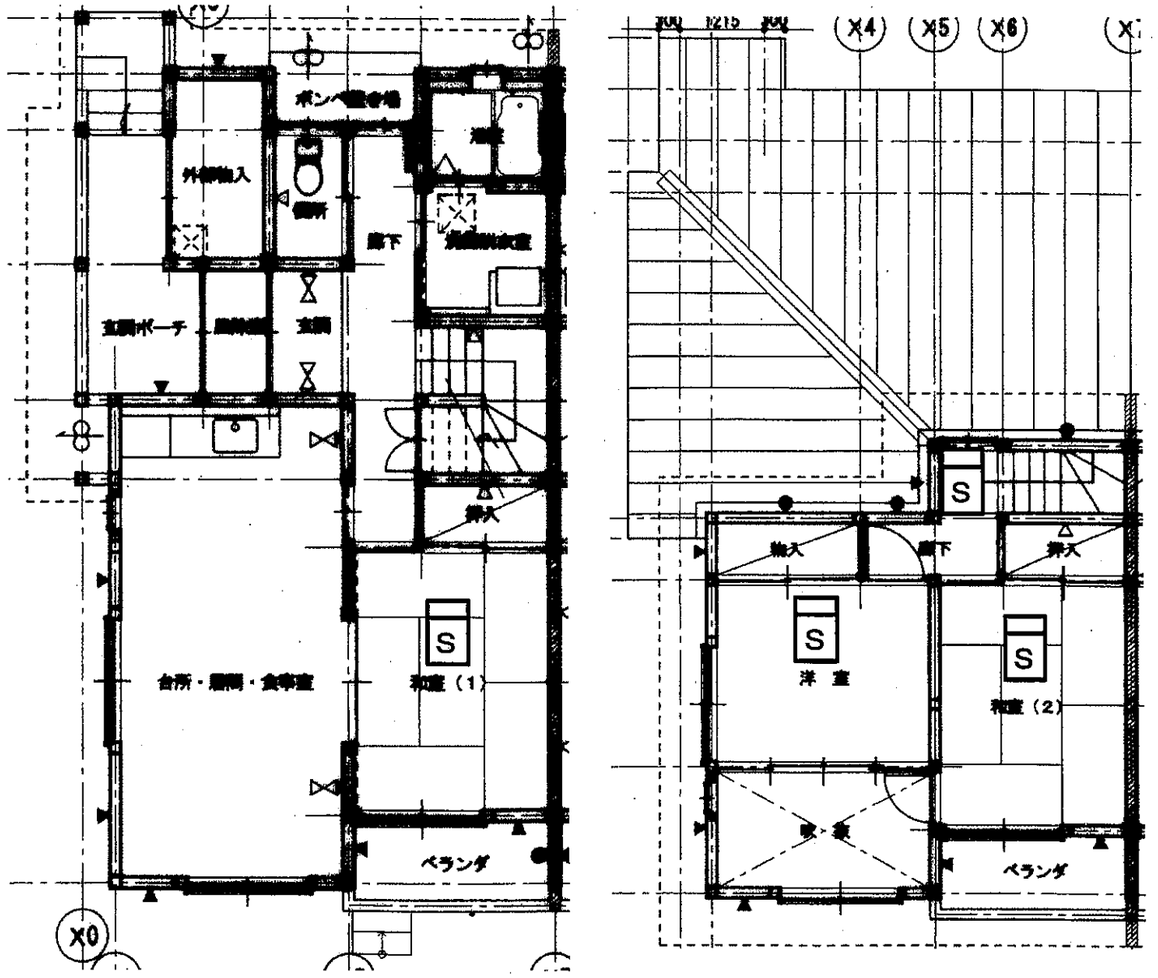
【棟別建物概要：幸畑第二団地】

棟名	戸数	タイプ	階数	構造	建築面積	延床面積
A	12	3LDK	4	PC造	265.14	1,060.56
B	12	3LDK	4	PC造	265.14	1,060.56
C	12	3LDK	3	RC造	370.46	1,043.27
D	24	3LDK	3	RC造	740.93	2,086.55
E	12	3LDK	3	RC造	351.09	1,043.27
F	18	3LDK	3	RC造	526.63	1,564.89
G	18	3LDK	3	RC造	526.63	1,564.89

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（０１７）７２８－０２２６　FAX（０１７）７２８－０３３５	担当	縮尺 NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 取替箇所リスト（幸畑団地（第一・第二））	図面番号 E－3



平 面 図（２ＬＤＫ）



1階平面図

2階平面図

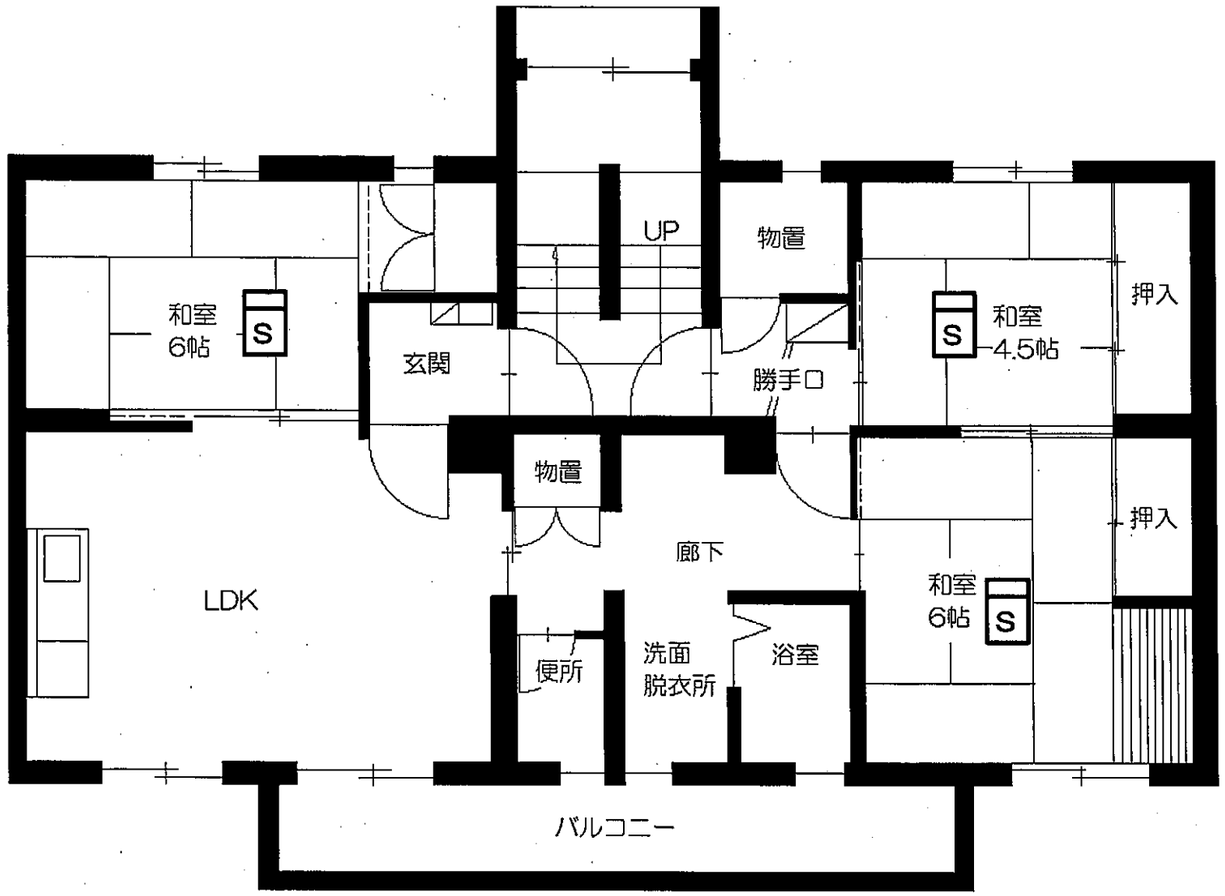
平 面 図（３ＬＤＫ）

S 住宅用火災警報器
（光電式2種　露出）

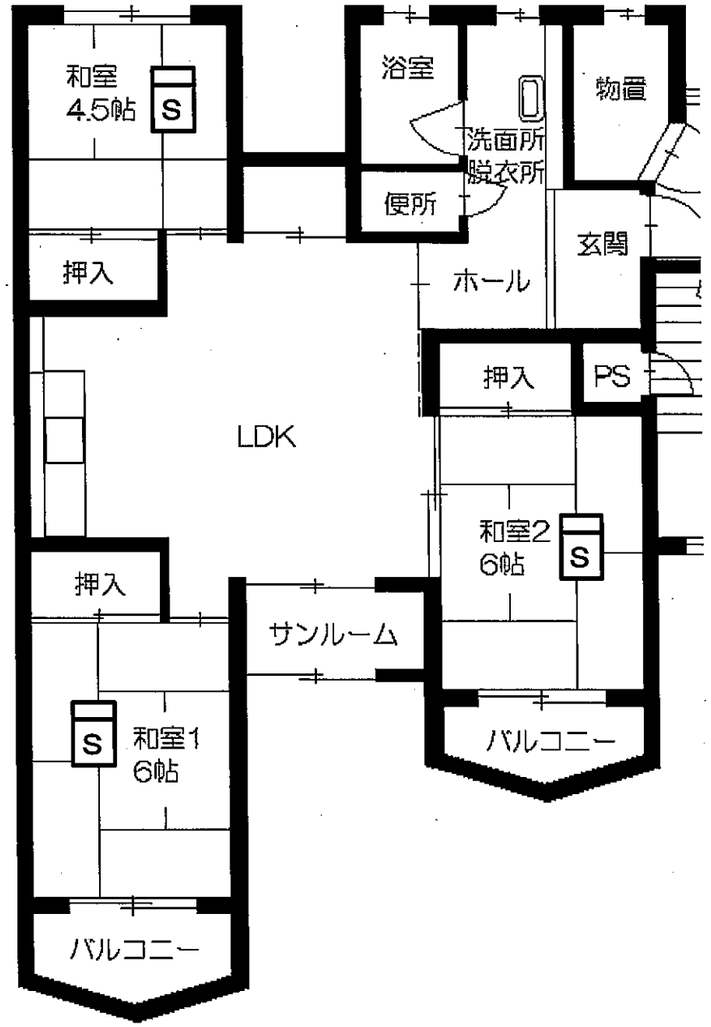
工事内容

・既存住宅用火災警報器を撤去後、新設する。
・取付後、入居者に対し取扱説明書を配布し、説明を行う。
・上記作業完了後に、入居者からサインもしくは押印をしてもらう。

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（０１７）７２８－０２２６　　ＦＡＸ（０１７）７２８－０３３５	担当	縮尺 S＝NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 平面図（幸畑第一団地　1～29号棟　2LDK、3LDK）	図面番号 E－4



平面図（A・B棟：3LDK）



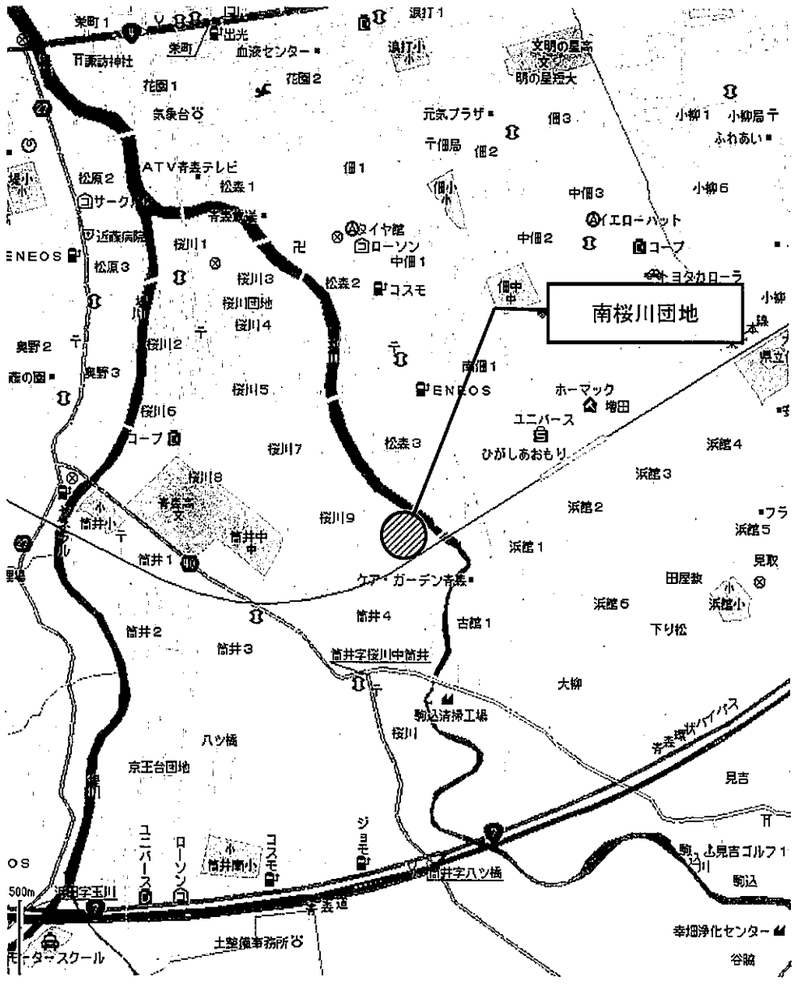
平面図（C～G棟：3LDK）

S 住宅用火災警報器
（光電式2種　露出）

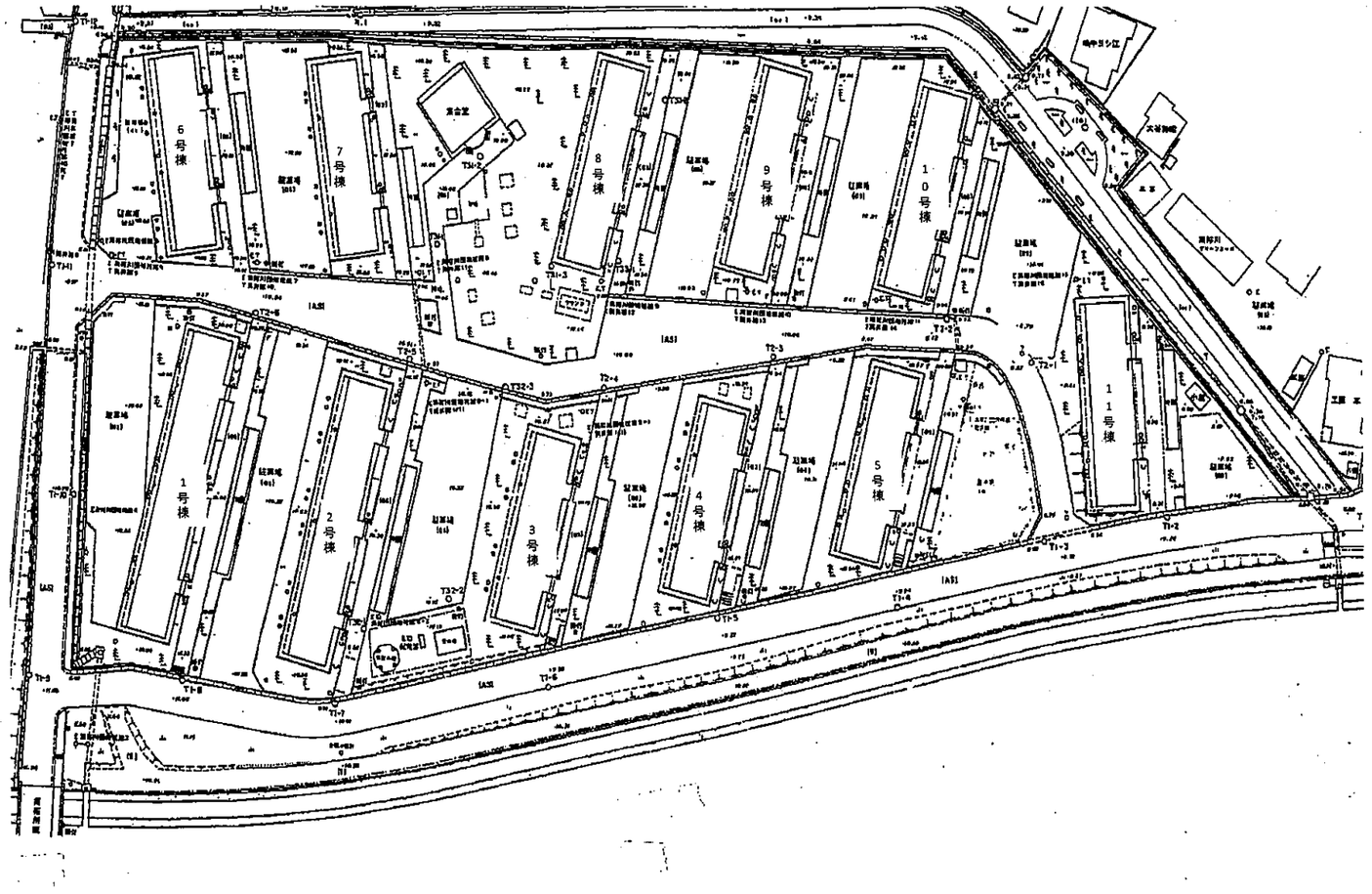
工事内容

・既存住宅用火災警報器を撤去後、新設する。
（※D-1-2、G-1-5については、移報付警報器及び補助警報装置を撤去新設）
・取付後、入居者に対し取扱説明書を配布し、説明を行う。
・上記作業完了後に、入居者からサインもしくは押印をしてもらう。

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（０１７）７２８－０２２６　　ＦＡＸ（０１７）７２８－０３３５	担当	縮尺 S＝NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 平面図（幸畑第二団地　A～G棟　3LDK）	図面番号 E－5



案　　内　　図



配　　置　　図

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（０１７）７２８－０２２６　　ＦＡＸ（０１７）７２８－０３３５	担当	縮尺 NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 案内図・配置図（南桜川団地）	図面番号 E－6

【取替箇所リスト：南桜川団地】

【1号棟】

	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	24	14	3	42

【2号棟】

	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	24	21	3	63

【3号棟】

	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	16	6	3	18

【4号棟】

	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	16	10	3	30

【5号棟】

	戸数	取替戸数	取替戸数/戸	取替戸数計
警報器	16	8	3	24

【6号棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	16	11	3	33

【7号棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	16	13	3	39

【8号棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	16	8	3	24

【9号棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	16	11	3	33

【10号棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	16	9	3	27

【11棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	16	10	3	30

小計①　　363 個を取替（1～11号棟）

合計　　366 個を取替とする。

（空き部屋分+3個）

【棟別建物概要：南桜川団地】

棟名	戸数	タイプ	階数	構造	建築面積	延床面積
1	24	3LDK	4	PC造	404.55	1618.20
2	24	3DK	4	RC造	387.12	1542.00
3	16	3DK	4	RC造	258.08	1028.00
4	16	3DK	4	RC造	258.08	1028.00
5	16	3DK	4	RC造	258.08	1028.00
6	16	3DK	4	RC造	258.08	1028.00
7	16	3DK	4	RC造	258.08	1028.00
8	16	3LDK	4	PC造	271.26	1080.36
9	16	3LDK	4	PC造	271.26	1080.36
10	16	3LDK	4	PC造	271.26	1080.36
11	16	3LDK	4	PC造	271.26	1080.36

令和８年度

青森県東青県土整備事務所　建築指導課
電話（０１７）７２８－０２２６　　ＦＡＸ（０１７）７２８－０３３５

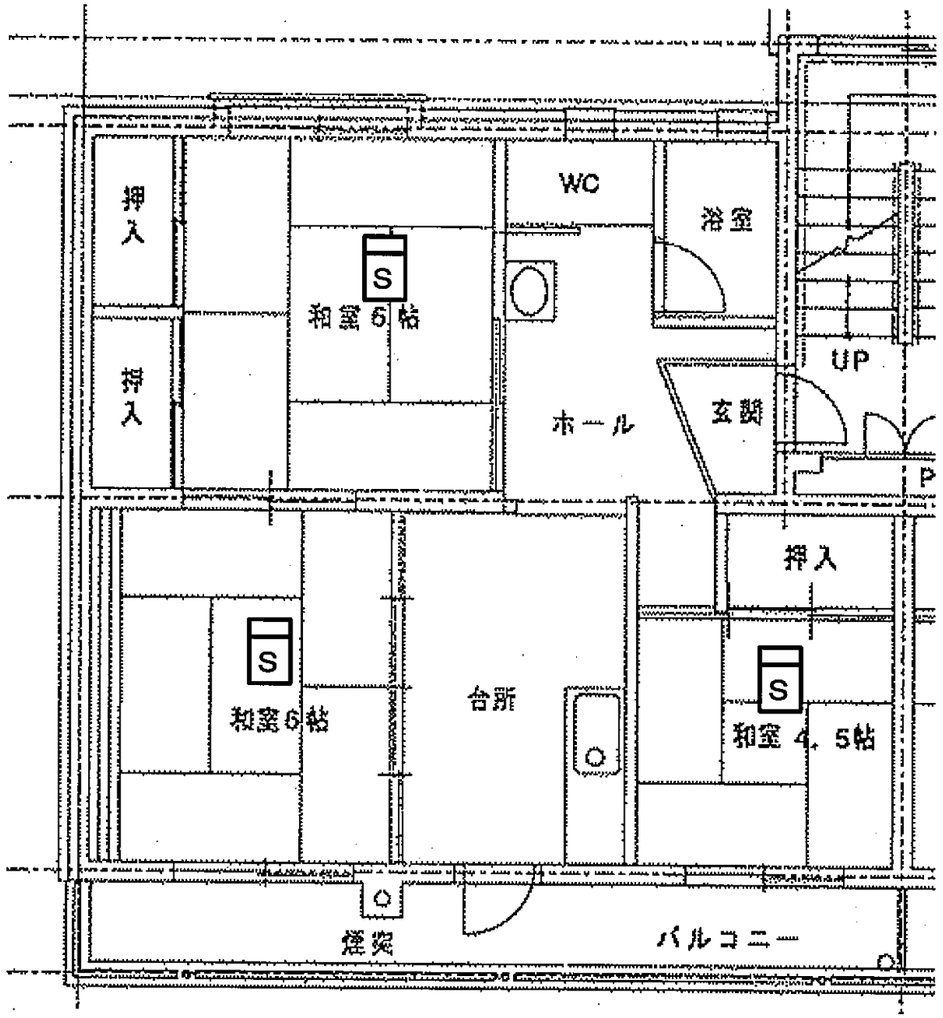
担当

縮尺　NON

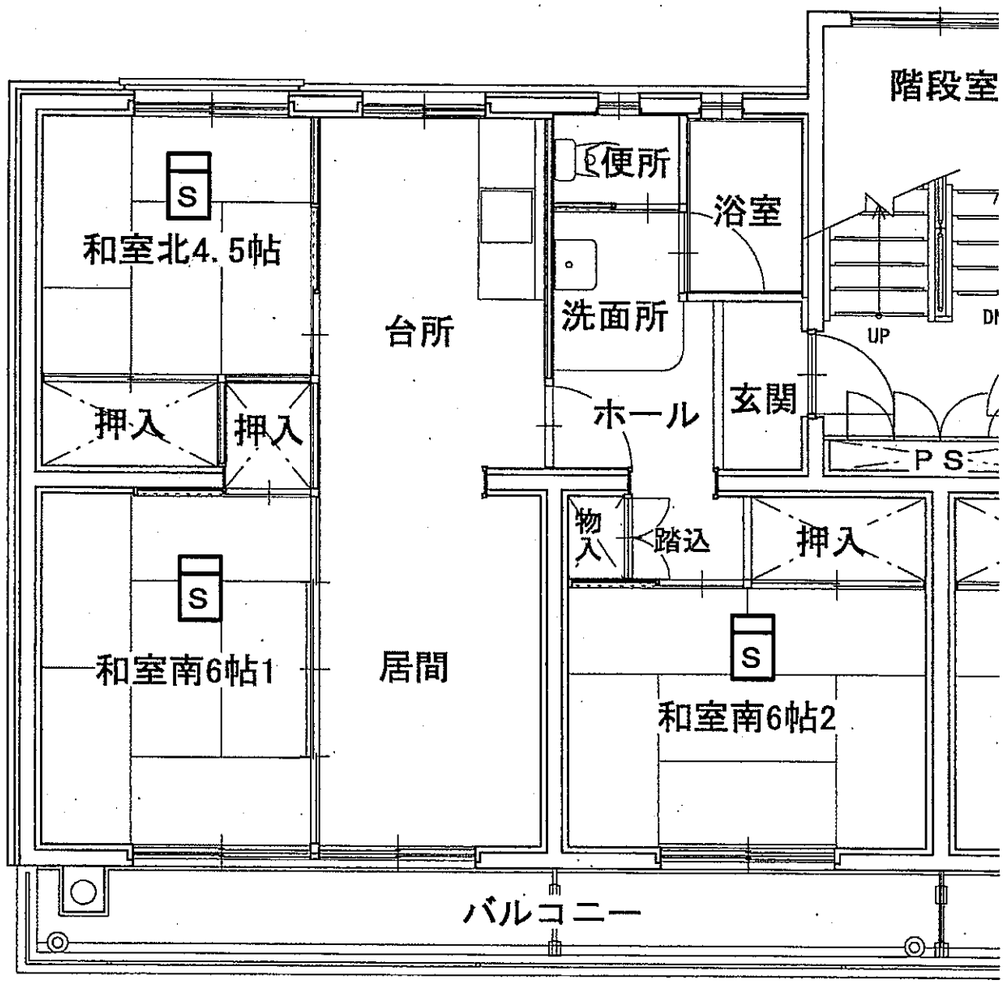
工事名　県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事

図面名　取替箇所リスト（南桜川団地）

図面番号　E－7



平 面 図 （ 3 D K ）

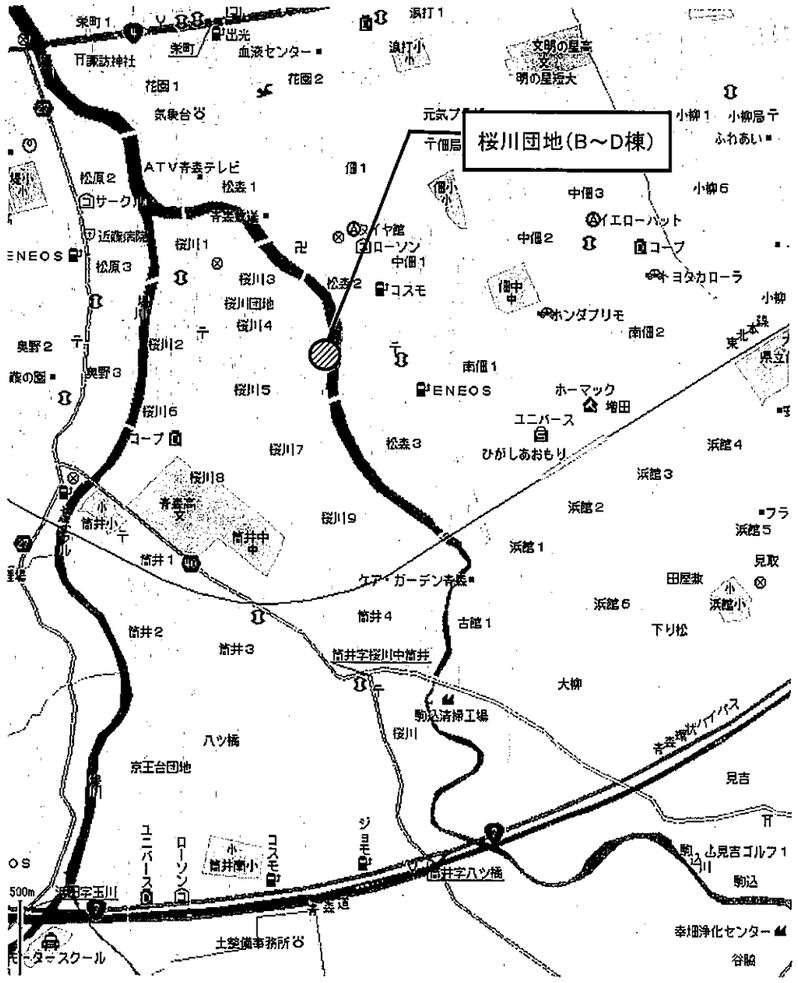


平 面 図 （ 3 L D K ）

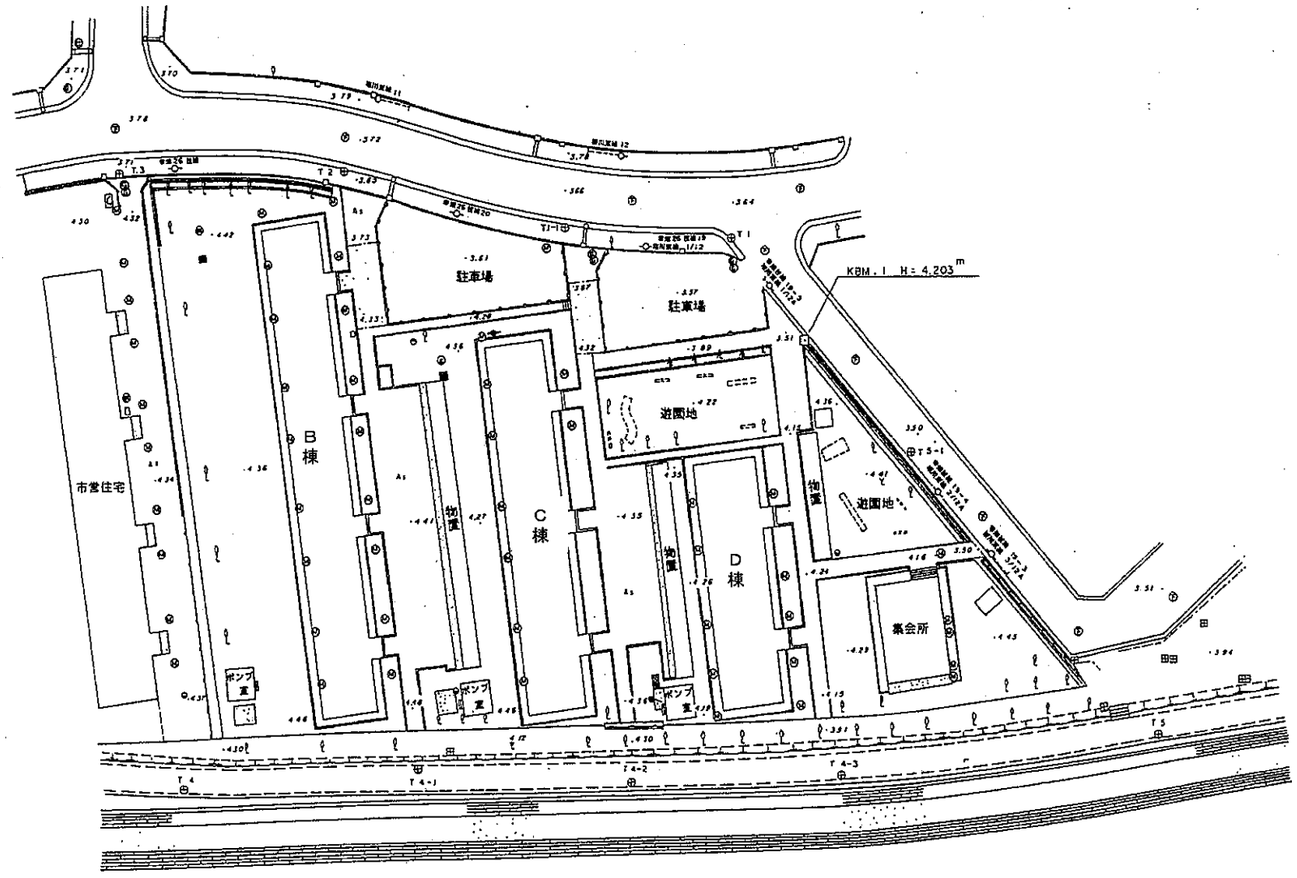
S 住宅用火災警報器
（光電式2種　露出）

工事内容
- 既存住宅用火災警報器を撤去後、新設する。
- 取付後、入居者に対し取扱説明書を配布し、説明を行う。
- 上記作業完了後に、入居者からサインもしくは押印をしてもらう。

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（017）728－0226　FAX（017）728－0335	担当	縮尺 S＝NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 平面図（南桜川団地　1～11号棟　3DK、3LDK）	図面番号 E－8



案　　内　　図



配 置 図（B ～ D 棟）

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（０１７）７２８－０２２６　　ＦＡＸ（０１７）７２８－０３３５	担当	縮尺 NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 案内図・配置図（桜川団地）	図面番号 E－9

【取替箇所リスト：桜川団地】

【B棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	32	19	3	57

【C棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	24	19	3	57

【D棟】

	戸数	取替戸数	取替個数/戸	取替個数計
警報器	16	11	3	33

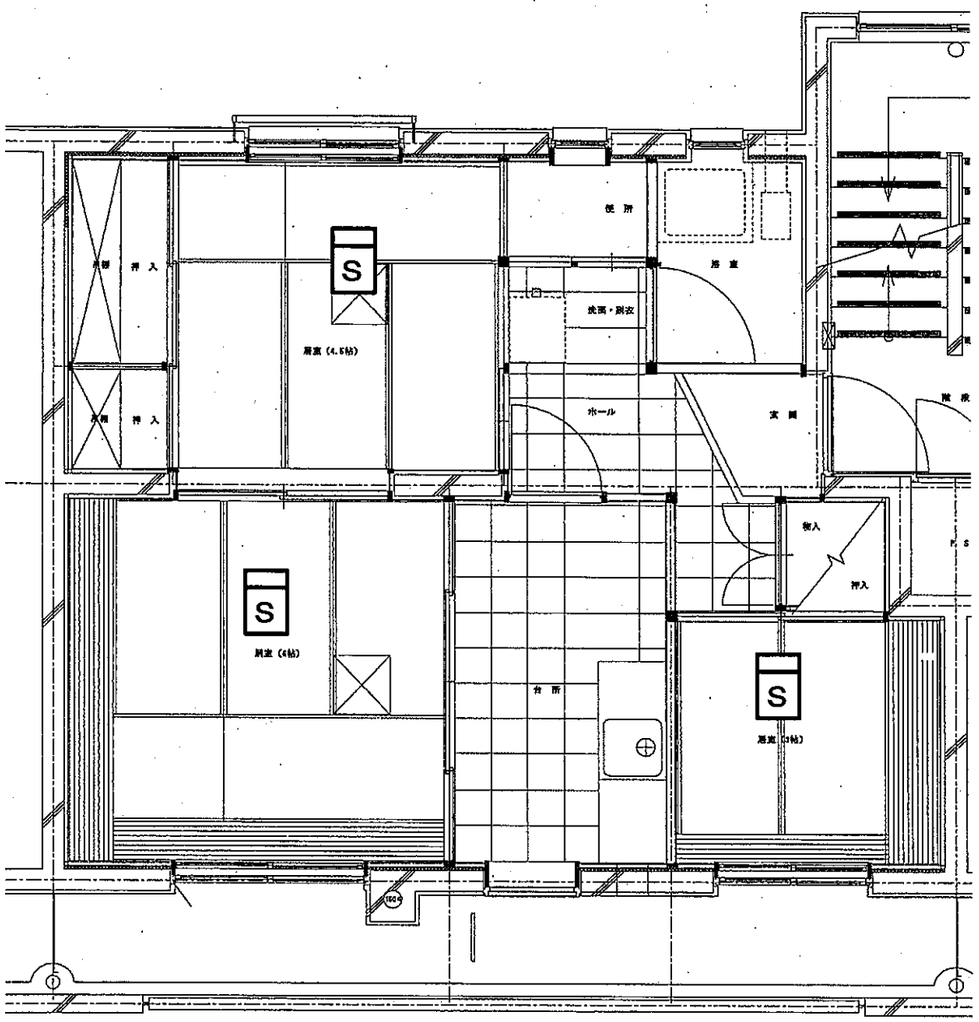
合計　　150 個を取替とする。

（空き部屋分+3個）

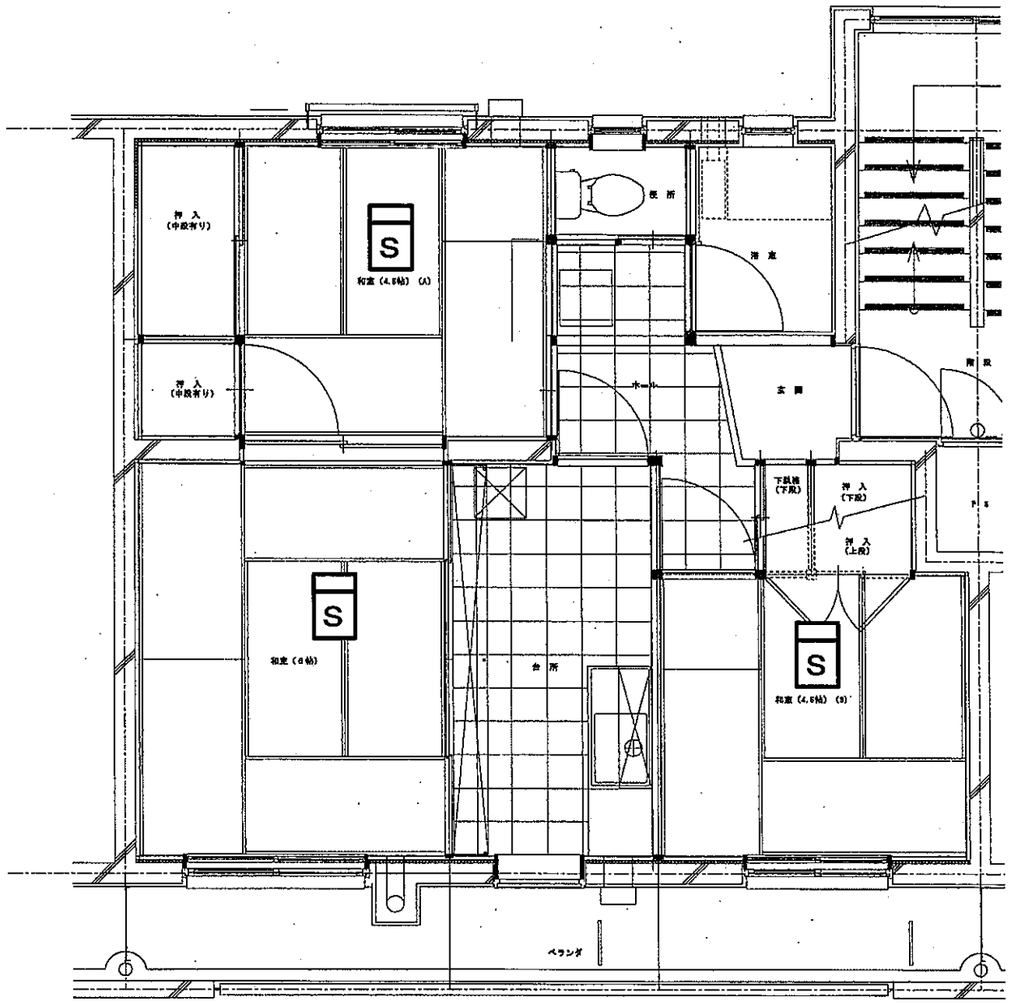
【棟別建物概要：桜川団地】

棟名	戸数	タイプ	階数	構造	建築面積	延床面積
B	32	3K	4	RC造	376.49	1505.96
C	24	3K	4	RC造	282.37	1129.48
D	16	3K	4	RC造	188.24	752.96

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（０１７）７２８－０２２６　　ＦＡＸ（０１７）７２８－０３３５	担当	縮尺 NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 取替箇所リスト（桜川団地）	図面番号 Ｅ－１０



平面図（B、C棟：3K）



平面図（D棟：3K）

S 住宅用火災警報器
（光電式2種　露出）

工事内容

- 既存住宅用火災警報器を撤去後、新設する。
- 取付後、入居者に対し取扱説明書を配布し、説明を行う。
- 上記作業完了後に、入居者からサインもしくは押印をしてもらう。

令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（017）728−0226　FAX（017）728−0335	担当	縮尺 S=NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 平面図（桜川団地）B〜D棟　平面図	図面番号 E−11

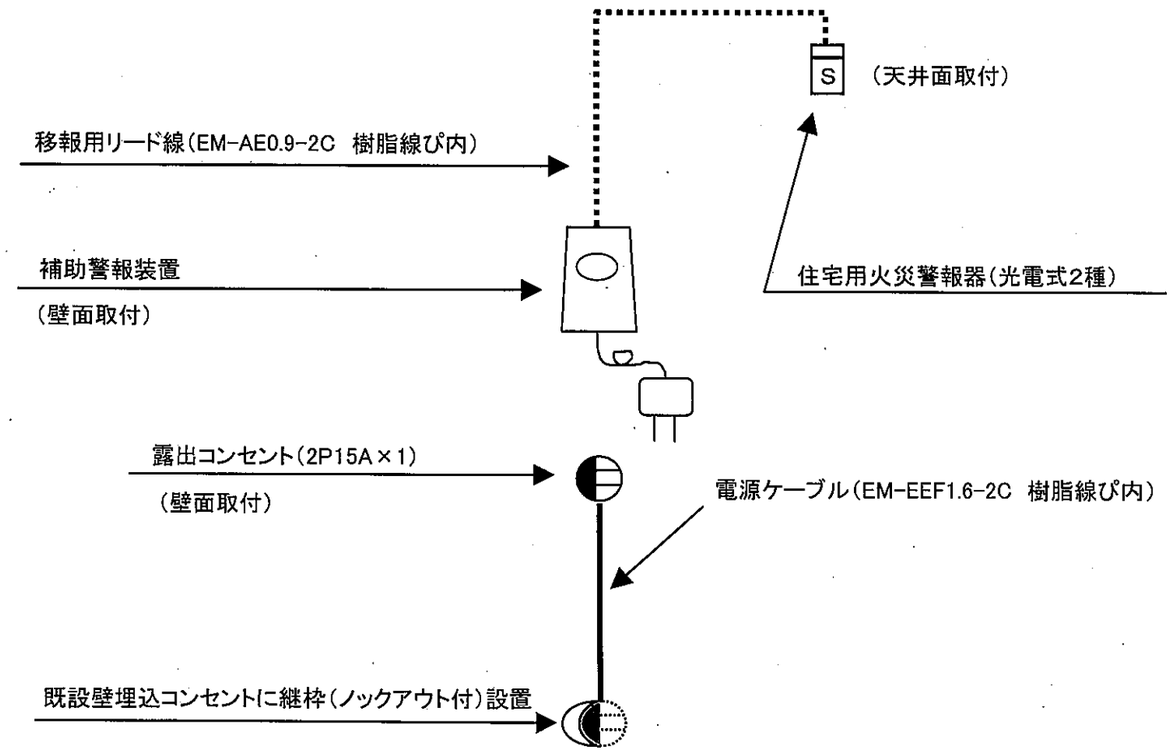
【機器仕様：共通】

名　　称	住宅用火災警報器
電　　源	電池式（リチウム電池）
電池寿命	10年
感知方式	光電式2種（煙式）
警報機能	警報灯：ＬＥＤ 警報音：ピー音で1ｍ離れた位置で70dB以上
そ の 他	警報停止機能付（引きひも） 電池切れ、故障時の警報音又は警報灯付
取付場所	各棟、居室（洋室・和室）天井面 （※ﾒｿﾞﾈｯﾄﾀｲﾌﾟの場合、3階の階段天井にも取付け）

名　　称	補助警報装置
定格電圧	AC100V
定格電流	最大150mA以下
入力定格	DC25V以下
ストロボ光度	15cd～30cd　2段階切替有り
点滅周期	約1Ｈｚ
ブザー容量	約90dB/m　連続音
付 属 品	ACアダプタ（AC100V→DC24V）
参考型番	パナソニック（SH260K）

※聴覚障害者住戸に設置

【ストロボライト付補助警報装置系統図（参考）】



令和８年度	青森県東青県土整備事務所　建築指導課 電話（０１７）７２８－０２２６　　ＦＡＸ（０１７）７２８－０３３５	担当	縮尺 S＝NON	工事名 県営住宅（幸畑団地外）住宅火災警報器更新工事 図面名 機器仕様（共通）	図面番号 Ｅ－１２